

平成 12 年 9 月 12 日 制定（国空機第 1124 号）  
平成 23 年 6 月 30 日 一部改正（国空機第 282 号）  
令和 2 年 6 月 17 日 一部改正（国空機第 285 号）

## サーキュラー

国土交通省航空局安全部航空機安全課長

件名：経年ピストン発動機、プロペラ及びその補機に係る整備について

### 1. 目的

本サーキュラーは、長期間使用又は保管しているピストン発動機、プロペラ及びその補機（以下「発動機等」という。）における内部部品の劣化における不具合を防止するため、航空機の利用者、操縦者及び整備従事者が考慮すべき事項についてまとめたものである。

### 2. 背景

近年、発動機等の製造者の中には、発動機等が長期間使用又は保管されることによる不具合の発生を懸念し、使用時間とは無関係に一定の暦日間隔でもオーバーホールを実施するよう推奨している。又我が国においても長期間使用又は保管された発動機についての不具合事項を実態調査したところ、長期間使用又は保管に起因すると思われる以下の不具合が報告されている。

- (1) ガasket、シール、ホースの様な化学合成品及びゴム製品の劣化又は固化。
- (2) 長期間不使用後の滑油保護皮膜の欠落によるベアリング表面の摩耗。
- (3) エンジン内外部の腐食。
- (4) 長期間不使用後の滑油保護皮膜の欠落又は腐食によるカムシャフトとタペット間の摺動面の損傷。

### 3. 対策

上記第 2 項の不具合発生状況にかんがみ、航空機の利用者、操縦者及び整備従事者は自らの発動機等の使用状況／整備状況に応じて、当該不具合を未然に防止す

べく保存整備等の製造者推奨整備作業を継続的に行うとともに、内部部品に対する点検等の必要性について考慮しなければならない。

附則（平成 23 年 6 月 30 日）

1. 本サーキュラーは、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。

附則（令和 2 年 6 月 17 日）

1. 本サーキュラーは、令和 2 年 6 月 18 日から適用する。

本サーキュラーに関する質問・意見等については、下記に問い合わせること。

国土交通省 航空局安全部航空機安全課 発動機係

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3

電話番号 03-5253-8735

FAX 03-5253-1661